

研究センターニュース第84号

巻頭エッセー

## 「脳科学」と「ニューロマーケティング」のこと

東海共同印刷株式会社

代表取締役 林 則明

今を去ること数十年前、まだ学生時代のこと、とある本で「21世紀は脳科学と心理学の時代だ」ということが書いてあったのを今でも覚えている。21世紀の今、「脳科学」は一大ブームである。書店の本棚、TV番組、脳を鍛えるゲームソフト、子育て本やドリルにも「脳」をキーワードにしたものがあふれている。このブームの背景には、大脳生理学などの脳科学の研究の蓄積の上に、いよいよ人間の意識や心を脳の物質的な運動から解き明かそうとする研究の進展があるという。言語や思考、感覚、記憶等を司る大脳、全身の筋肉をコントロールする小脳、呼吸や血液、体温調整等を行う脳幹という説明はおなじみだろうが、大脳は、さらに、生命中枢である脳幹に接合し運動のバランスを取る機能を果たす「大脳基底核」、情動反応を司る「大脳辺縁系」、理性行動を司る「大脳皮質」と大雑把には三つに分けられるという。

さて、今、広告業界やPR業界では「ニューロマーケティング」という手法が拡がり始めた。消費者の購買行動、とりわけブランド商品の購買動機はもともと理性的判断ではなく、むしろ感情的、感覚的判断でなされるとされてきたが、脳科学の世界はもう一歩踏み込んで、その感情や感覚的判断が脳のどのあたりによって起こっているのかを研究する。

快・不快・恐怖・怒りなどの感情の種類や起伏、大事な決断のとき、脳のどの部位に血流の変化が生じるのか等をfMRI(機能的磁気共鳴画像装置)その他の最新鋭機器を使って観察できるようになった。これがニューロイメージング技術である。脳の働きに占める感情の部分の働き(潜在意識下の判断)がとてつもなく大きいと分かったことと、このニューロイメージング技術の進展により、マーケティング分野での応用が始まった。まだ実験段階ではあるとされるが、脳科学をビジネスに応用する先端研究分野である。脳のイメージング技術を応用して、ブランドや製品デザインの好き嫌いなどが消費者の頭のどの部分でどう判断されるのかを描き出そうというのである。さらには、大脳辺縁系の「快・不快や好き・嫌い」の判断の働きや、記憶を再構築する働きに着目した新たな広告手法や、新たなブランディング手法が開発されていくのだろうか。ニューロマーケティングは生まれたばかりだが、すでに、日本の広告代理店やPR会社もサービスを開始している。

私たちの脳を刺激し、魅了したり不快にさせることで潜在意識に働きかけ、コントロールしようとするマーケティングや企業に操られないようにするにはどうしたらいいのか。さらには、これらを応用して、好きか嫌いか、快か不快かの二者択一をせまる政治的プロパガンダに抗して理性的選択をするためにはどうしたらよいのだろうか。

個人レベルで言えば、これらの手法を理解し、商品購入の衝動に動かされる自分に一旦ストップをかけ、前頭前野を一杯働かせその上で買い物を楽しむということ自分で自己防衛をはかることが必要なのだろう。

ひるがえって仕事の関係では、最近、「印刷・宣伝のプロとしての提案」を求められる機会が多くなっている。印刷物制作過程の始めから終わりまでの全てを視野に入れ、紙メディア以外のメディアも含み、必ずしもハード技術的な手法の提案だけでなくソフト的な技術も、また、印刷物やその他のメディアの中で展開するコンテンツの妥当性やその効果についての仮説なども含まれているという理解が必要になっている。私たち印刷会社としては、従来の宣伝に関するノウハウの蓄積も十分ではないが最先端の動きにも注目しつつ、お客様へのお役立ちを目指して、これら宣伝の分野でも技術やノウハウの蓄積をすべく努力をしなくてはならない。と思う今日この頃である。

特定非営利活動法人  
地域と協同の研究センター

# 「食料・農業政策に生かしたい東海の生協の 実践と見解」

地域と協同の研究センター・ワーキンググループ報告

東海の生協としての食料・農業政策に関する論点と見解を整理するため、地域と協同の研究センターでは、代表理事のもとにワーキンググループを設置し、2009年1月31日以降5回の意見交換を重ね、報告書「食料・農業政策に生かしたい東海の生協の実践と見解」としてまとめました。この報告は、食料・農業政策に関して生協がどんな見解をもつかという結論ではなく、1) 生協としてすすめてきた実践のなかから、食料・農業政策を掘り下げる際に生かしたいことや、大切にしたいことを整理し、2) 一人ひとりの消費者が、今日の食料・農業をめぐる課題に向き合い、自分自身の食べ方や暮らし方を見つめることを通し、3) これからの生協としての食料・農業政策の検討を促進することに役立てたい、という趣旨からまとめたものです。生協内外で活発な論議がすすみ、くらしの視点から生協としての食料・農業政策が練り上げられることを希望し以下大要を紹介します。

## はじめに

2008年は、食料をめぐる世界が大きく揺れた年でした。急激な穀物価格の上昇や食品価格の相次ぐ値上げが行われ、世界各地で食料をめぐる暴動も起こりました。

これら食料をめぐる動きのなか、海外依存を深めてきた日本の食料生産・供給の不安定さや、安全面での不備が露呈し、日本のこうした食料需給構造への国際的な批判が表面化しています。しかし、同時に国内の農林漁業の現状も多くの困難を抱え危機的状況にあり、今後の食料・農業のあり方は、まさしく国民的な課題となっています。

現在、政府は食料・農業・農村基本法にもとづいて、2010-2014年の新食料・農業・農村基本計画につき、2010年3月決定を目標に検討を進めています。

今日の食料・農業をめぐる動向のなか、私たちは生協としての実践や関心に立って食料・農業をめぐる政策について考え、国の政策検討にも意見を反映させていくことが大切でしょう。

## 1. 生協として食料・農業政策に関して、いま考えないといけないこととは

- 1-1 食料・食生活と家族のいま、これから
- 1-2 格差の拡大のなかでの食生活を確保する
- 1-3 食生活の立て直しに向けた努力
- 1-4 国産品への期待と農業の持続性
- 1-5 地球規模で考える食料・農業・環境、食料主権
- 1-6 食料貿易の拡大とグローバリゼーション
- 1-7 食品の安全確保と危害の国際化

## 2. 東海の生協が食料・農業政策に関わって大切にしてきたこと

- 2-1 お互いの理解と信頼を育む提携を大切にして
- 2-2 生協の拡大に対応する信頼に基礎をおく新たな事業創造
- 2-3 ひとり一人の食を大切に、より多くの食料・農業への関わり、参加を広げて
- 2-4 安全品質に向けた努力を 生産者と消費者との信頼につなげて

- 2-5 生産者の新しい食料、農業づくりを消費者として応援して

## 3. これからの食料・農業政策において大切にしたいことは

今日の食料・農業をめぐる困難な現状を打開するためには、新たな協同の展開を含め、さまざまな知恵や実践努力を持ち寄り、新たなアプローチを拓く必要があります。

このためには食料・農業政策を、社会的に価値ある挑戦に向かう消費者や生産者、流通事業者の指針とするよう、国民的なさらなる知恵や経験の結集が必要です。そうした結集を呼びかける際に、生協自身が今後に向かって大切にしたいことを明らかにし、これへの共感できる多数を形成することをめざします。

以下は、そうした食料と農業の明日を拓くために、生協自身が提起する「大切にしたいこと」(素案)です。

### ①くらし発の食のゆたかさ、健康などの願いを食料・農業の基礎にすえること

世代間の食生活の幅や所得格差に対応できることが大切です。子育てにおける食への不安は、ますます広がっています。さまざまな食情報、健康情報の氾濫のなかで(フードフェアディズム)、信頼して相談できることや経験を共有し、確かめ合うことも大切になっています。

多様な関心や願いを持ち寄ることで、幅の広い視野をもつことが可能となり、小さな願いも含めて全体の課題が見えてくるのが大切です。一人ひとりのくらし方、生き方の選択としての食のゆたかさを尊重しながら、健康への願いにつながる食生活をめざします。

低価格への志向が強まるなか、信頼できる安さを生み出すため消費者、生産者・メーカーがあらためて何が必要か、どんな努力ができるかに向かって結集する必要性が大きくなっています。低価格品づくりへの消費者・組合員の参加を広げていく工夫もすすめることが必要でしょう。

## ②生産と消費をつなぐ食品流通の役割発揮をすること

市場での売り買いを中心に置いた取引は、価格によってものを評価することにつながり、商品本来の価値を評価するより、他店より安い、前に買ったときより安いと言ったことに重きをおいた購買活動が生まれると言われます。また商品表示も、表示された「ラベル」情報に信頼を置くことにつながり、「表示」の正確さへの要請に力点が置かれることとなります。こうした傾向は、価格の向こうにある生産や流通の実態、表示の向こうにある品質確保の努力などを十分に伝えきれず、それらに関心をもたない買い物行動がすすみ、結果として生産サイドの努力が評価され、励まされることが難しくなることにつながっているのではないのでしょうか。



作る人、食べる人が、相互の努力や生産・生活への思い、それぞれの経営・家計を尊重しあい、流通を挟んだ生産と消費との結びつきを具体的に強め、努力とリスクを

適切に担い合えることで新たな挑戦を含めた食生活や農業の再興につながる努力を大いに進めることが大切でしょう。今日の食品流通は、食料に関する川下・川上の情報の結節点に位置し、生産とくらしのコミュニケーションをすすめる役割でも大きな役割を發揮することが大切だと考えます。

## ③食生活の格差化に対し、食の社会的水準を高め確保すること

まだ食べられる食品が破棄される一方で、(日本国内においてさえ)食べものがなく困っている人があるといった事態を解決することも視野に入れた工夫(例えば、生協版フードバンクなど)、さらに生協全体の安全品質の確保システムのもとで低価格商品であっても安全性がきちんと確保できるなど、生協の機能を通して食の偏在やムダの軽減をめざした「食の再配分」を図り、食生活における格差化に対し社会的な水準を確保し高めていくことに向かう努力を大切にします。

## ④持続的な食料・農業システムへの挑戦を大切にすること

食生活の基礎的な意味である、「からだ」を維持するための物質循環という視点から、健康なからだづくりにつながる食料・食生活を考えることや、食料・農業を通じた環境汚染を抑制し健康な環境のもとでの食生活や農林漁業をめざすこと、農林漁業も生態系循環の一部として生産・収穫のあり方を促進すること、資源廃棄を減らしてできるだけ循環システムにもどす暮らしや生産を促進することを大切にします。このためには、地域循環といった視点も大切にし、地域における経済循環・物質循環・人の循環・文化の循環などの促進を図ります。

## ⑤生協の社会的役割を食料・農業に生かすこと

生協が発信する情報や見解表明の社会的な意義を高める

努力を継続的にを行います。食の安全に関する生協に蓄積された情報を社会的に活用し、行政機関や他の団体、新聞など情報機関とも連携した安全情報のストックと活用をめざします。

生協の食料・農業への努力、共に取り組む生産者・メーカー・流通の成果や経験を社会的な知恵として発信し、社会的な評価・指摘にも耳を傾けながら社会的に共有できるものを自覚的に作りだします。

また、消費者・生産者・流通事業者・行政・研究機関などが役割を分担しながら連携し、地域の食料・農業の充実、向上への協働を大切にします。

以上のような食料・農業政策に関する生協としての検討をすすめることと併せ、国政上の食料・農業政策に関わる次のような論点に関しても、多様な意見を大切にしながら検討を深めていくことが必要です。

- 食生活のあり方を考える消費者自身の努力をどのように促すか。子どもたちの食を大切にする思いをどう育てるか。
- 農業の担い手をどのように確保するか。そのための財政的な農家支援はどのような方法が望ましいか。
- 日本の食料と農業の中心に位置する稲作農業のこれからをどう見通すか。減反政策などによる生産調整をどのように評価するか。
- 農業への企業参入を図るため、農地の活用に対する規制を緩和することが適切か。
- WTOなど自由貿易を掲げる世界的な動きを、今日の食料問題のなかでどのようにコントロールできるか。
- 地域格差が広がるなか、農村地域の経済、社会発展とつながる農業振興をどう図るか。
- 農業がもつ多面的な機能を、どのように保全し、将来に引き継ぐか。
- 世界の食料問題に、日本はどのように役立てるか。

これらの国民的な課題に関し、私たち生協は、これまで大切にしてきたことを生かしながら、新たな努力課題を整理し、組合員の知恵と努力をあつめ、生産者・メーカーと協同し、専門家や行政との連携も図りながら、政策を確立し、実践をすすめていきたいと考えます。

三重県、岐阜県、愛知県での検討をすすめ、それらを持ち寄りながら、さらに東海として取り組んだ方がいい課題は何かも相談しながら、社会に向かって提示していく政策にまで練り上げましょう。また、日本生協連でも食料・農業政策の検討や、新しいコープ商品政策の検討を予定しており、東海での検討を全国に生かしていく努力もあわせて行いましょう。

以上

ワーキンググループには、めいきん生協副理事長 仙田田鶴子さん、東海コープ事業連合常務理事 徳升孝司さん、同商品事業本部部長 野澤厚美さん、同商品安全検査センターセンター長 斎藤 勲さん(研究センター理事)、研究センター常任理事 向井 忍、事務局 橋本吉広、森川洋子が参加しました。

みかわ市民生協・めいきん生協・合同福祉政策検討委員会の答申まとまる

# 『あいちの新しい生協で創る 私たちの協同組合福祉』

愛知県のめいきん生協とみかわ市民生協は、2010年春の合併を通し、あいちの新しい生協づくりに挑戦しようと、この秋には臨時総代会の開催を予定しています。このような時期にあたり、生協における福祉の共通理念を確認し、新たな生協づくりを力強くすすめるため、両生協の合同福祉政策検討委員会が2008年8月に設置され、その後の検討にもとづいて答申「あいちの新しい生協で創る 私たちの協同組合福祉」がこの5月にまとまりました。引き続き2010年春までかけ、この答申を検討の指針としながら、組合員、職員による地域、職場における福祉政策づくりや、自治体や地域の団体、福祉関係者などとの話し合いをもち、新しい生協がめざす福祉政策として練り上げていく計画です。以下、答申のポイントを要約し紹介させていただきます。



## 新たな時代における福祉のあり方とは

「はじめに」では新しい政策検討の意義を述べます。めいきん生協は40周年、みかわ市民生協は35周年を迎えましたが、設立当時の愛知県は急速な経済成長期の若々しい時期にありました。しかし今後、愛知県でも急激な高齢化が予測され、少子超高齢社会への対応を急ぐ必要があります。

生協も40年を経て、子育て期の家族の願いから、老親の世話や自らの老後を見据えた熟年期の願い、そして高齢者自身の願いなど多世代にわたっており、課題も食べものの安全・安心にとどまらず、福祉、健康、住まいなど多岐にわたっています。これらの課題に応えるため、2015年頃を目途に、協同組合としての福祉政策のあり方を検討し、あいちの新しい生協の実践に生かします。

## 第1章 福祉くらし・福祉・地域をめぐる情勢

### ～課題のひろがりや相互扶助の協同組合

第1章では、暮らしをめぐる課題を提示します。

今後10年間に愛知県では高齢者増加率は42%になるとか、高齢の夫婦・単身世帯の急増が予測されていますが、近隣のつながりの弱まりや老老介護などもひろがっています。さらに障害者・生活困窮者、外国籍労働者・若者を含め、格差や社会的排除などは、私たちの日常生活と隣り合わせに存在しています。しかし、介護保険制度はじめ、国・自治体の社会保障は後退をつづけ、利用者だけでなく福祉労働者・事業者にとっても深刻な現状を生んでいます。相互扶助の組織として特性を発揮した「協同組合における福祉」のあり方が問われています。

## 第2章 福祉をとおし、食の安全・安心から 暮らしの安全・安心へ

第2章では、両生協の取り組みの経過と到達点を整理し、生協福祉のあり方、理念を提起しています。

これまでの生協は、食の安全・安心を求める努力を通し、母親どうしの、また消費者と生産者・メーカーとの信頼を高めてきました。組合員のくらしすけあいの会なども、“困ったときはお互いさま”といった相互の共感や信頼が基盤にありました。生協での高齢者介護保険事業にも、この点が引き継がれました。

介護保険スタートから10年、両生協の介護事業高は14億円を越え、地域生協では全国トップの位置を占めるに至っています。両生協は、それぞれの特徴的な実践をすすめてきており、互いに経験を学び合い、生かし合うことで、新たな生協福祉の可能性に挑戦することができます。

### これからの生協福祉として大切にしたいこと

#### 1) “お互いのこと関心 もち合おうよ”を大切に

組合員、一人ひとりがくらしの願いを声に出し、声を掛けて、力を寄せ合い、「お互いのこと、関心 もち合おうよ！」を合い言葉とした意識的なつながりや関係づくりを大切にします。その第一歩は、お互いに、困ったことを口に出し、言えること、そしてお互いの現状を知り合い、関心をもち合いながら、それを受けとめる場づくりです。そうした仕組みを作っていくことに挑戦しましょう。

#### 2) 地域に根ざした活動・事業を

福祉はくらしの場としての生活圏と密接に結びついているため、「地域」は極めて大事な要素といえます。

高齢者にとって、住み慣れた地域で、なじんだ人々と関わり、自然とふれあって暮らせ、必要などときには自分のことをよく判ってくれるヘルパーや信頼できる医師があるなど、いくつもの関係性の束としての地域が一人ひとりにとって大切です。子育てや障害者が暮らししていく上でも地域の視点は欠かせません。地域の実情を考慮し、身近な地域圏域を設定し、経験を蓄積するなど更に深く地域に根ざすことをめざします。

#### 3) 活動・事業の一体的推進

##### ～組合員・職員が力合わせて

それぞれの地域において、そこに在住する組合員と

専門家である生協職員が一つになることで、その活動や事業が大きく発展することは経験してきたことです。福祉では、利用者や家族の意思を的確に把握し、これを事業に反映させる特別な配慮が必要となります。職員がもつ専門性を尊重しながら、生協福祉の主体としての組合員参加をすすめるなど、組合員自治の協同組合原則を創意的に生かすことを大切にします。

制度にもとづく公的なサービスを最大限に活用しながら、制度に依存するのではなく、地域での組合員相互の協同活動や生協自身の協同事業を的確に結びつけ、ニーズをもつ人に寄り添い、利用者にとって切れ目のない利用者本位のふくしのベスト・ミックスをめざします。

#### 4) 地域での福祉ネットワークづくり

地域に根ざした活動・事業を推進していく際にも、地域でのネットワークづくりは不可欠であり、地域のさまざまな組織との連携が欠かせません。

地域でネットワークを組み共通の福祉課題に取り組む際には、生協自身や組合員にできることを積極的に担い、生協がもつ力を地域で生かしていくことを大切にします。

#### 5) 生協法改正を活かし生協における福祉の社会的役割の発揮

2007年の生協法改正では、福祉・医療事業を生協の事業として独自に位置付けたことをはじめ、相互扶助組織である生協の理念的、原理的な特性を発揮し、医療・福祉に取り組むことへの要請が込められています。

生協法改正の意義を生かし、生協の福祉活動・事業の実践が前進し、社会的な役割を積極的に担うものとなることをめざします。

以上のような視点での実践をとoshi、人々の信頼関係を食からくらしへと広げ、安心し、信頼できるささえあい活動や福祉サービスなど、さまざまな社会的な支え合いの関係に包まれ生きていける、そんな「くらしのふくし」づくりを通して、「新しい生活の質」を生み出していくことが、いま私たちの課題になってきています。

### 第3章 あいちの新しい生協における福祉の活動・事業の推進方向

2015年頃を目途とした福祉の活動・事業の姿とそこに向かう努力方向を、次のように設定しています。

#### 1) 地域での組合員自身による福祉の多様な活動を推進・支援します

組合員自身が協同してできることは、組合員自身の相互扶助を大切に、地域のなかで「くらしのふくし」が実現できるよう活動を推進することをめざし、生協としてはこれを積極的に支援します。

#### 2) 高齢者介護事業をはじめとした福祉事業の充実・発展をはかります

高齢者介護事業では、主要事業として進めてきた居宅介護支援と訪問介護事業所に、デイサービスを併設する複合型居宅介護サービスを計画的に地域展開します。認知症への対応を重視し、すべての事業所で対応力を高めます。居住系サービスは、2013年までに検討をすすめ、その成果を活かして将来事業着手ができることをめざします。

障害者自立支援事業のさらなる充実と、児童福祉法に基づく事業について、ニーズをもつ方たちを中心に、生協としての活動・事業の取り組み方を検討する場をもち、生協の福祉政策に盛り込みます。

#### 3) 地域のくらしを支えるネットワークづくりを推進します

組合員のさまざまな日常普段のくらしの要求を出し・受けとめていく場や、解決のための主体性の発揮・解決のためのつながりの場づくりを、生協の福祉総合化および地域の皆さんとのネットワークにより、すすめていきます。

#### 4) 介護保険制度などの改善を求める運動をすすめます

高齢者介護は、介護保険制度に基づく介護が中心となっており、介護の充実には制度の拡充・整備が不可欠です。制度に基づく介護給付は2000年のスタート以降、財源を理由に改定の度に給付抑制が強まり、利用者の負担増、サービスの利用削減が続いています。この流れを変え、制度充実に向けていくための政府、自治体に向けた運動を強めます。

#### 5) 地域でのたすけあい・支え合い事業を生協の総合力として推進します

生協運動そのものが、地域における「福祉」であるといわれます。「おたがいさま」の助け合い、配食・買い物代行・安否確認、地域ささえあい活動はじめさまざまな組合員活動や購買・共済・利用・介護事業など生協のすべての活動・事業を福祉という視点から見直し、整備し、超高齢社会に向かうなかにあって、地域で連携しくらしを支える生協の総合力として発揮できるようにします。

### 第4章 福祉を担うわたしたち

介護サービスに携わる職員や福祉ボランティアの組合員による活動・事業だけではなく、生協の組合員・職員、そして協力・提携者などを含む総合力が必要と考えます。各事業部門に携わるすべての職員が、福祉の視点で自らの仕事を見直し、その意義を発見し、それぞれの力を強めていくことが求められています。

※「答申」全文(A4 14頁)に関しては、めいきん生協・みかわ市民生協の各福祉事業部または研究センターまでお問い合わせください。

(文責:橋本吉広)

パネル  
レポート

## “地域福祉を支える市民協同” 学習会

研究パネル「地域福祉を支える市民協同」では、4月10日（金）名古屋金山のワークライフプラザれあろで学習会を開きました。講師は日本福祉大学大学院客員教授の鍋谷州春先生、参加者は12名で実施しました。

はじめに研究センター常任理事の向井忍さんがあいさつし、社会福祉の最近の政策動向とそれに関わる生協の先進事例から、今後の可能性を学びたいと述べました。これに続き、鍋谷先生に、プロジェクター画像を使いながら講義していただきました。その後、参加者による意見交流や質疑を行い、最後に鍋谷先生がまとめをするという流れでした。

### 【鍋谷州春先生の講義】

1990年代の深刻な経営破たん再建途上にあるコープさっぽろは、介護保険事業には直ちに参入せず、2008年度の「厚労省生活（介護）支援サポーター養成事業」に名乗りを上げ採用された。この事業は予算事項といって、法律に基づく制度ではなく、国や県で予算化されたものを執行するもの。コープさっぽろの再建へのプロセスと福祉事業への取り組みの経過や背景をお話する。

### ○コープさっぽろでは・・・

コープさっぽろの再建目標は「食の安全・安心」、「くらしの安全・安心」、「地域の安全・安心」という3つの柱でした。生協らしさをいかに発揮するかが地域社会の中であらためて問われている。このことが、何度も深い論議を繰り返して到達した結論だった。経営破たん後も「暮らし助け合いの会」の活動を地道に粘り強く続けつつ、同時にくらしや地域の安全・安心の目標を、介護保険事業ではない形の福祉課題として掲げた。15年間積み上げた社会福祉基金をもとに、福祉活動交流支援センターを立ち上げ、ベテラン職員の中原豊司さんを専任として配置した。また福祉に関する資格や経験、つながりをもっている人の調査を実施。生協総研主催という形で「認知症セミナー」を認知症家族の会と協力して札幌で開催し、大成功に終わった。その結果、ネットワークを大きく広げることができた。

2006年には生協全店舗でバリアフリー調査を実施し、福祉環境づくりをした。コープくらしの相談室くらし110番を再開、生協だけの自己完結ではなく、在宅福祉サービス協会とも連携、コープ健康診断は北海道医療生協と連携して本格的に実施した。

2007年、これらの信頼を背景に「厚労省生活介護支援サポーター養成事業」に名乗りを上げないかと声をかけられた。コープさっぽろの福祉活動交流支援センターが主催者になり、08年度モデル事業として100万円の助成を受け、講座は

コープのお店の会議室を使い、講師はあえて大半を外部講師、他のボランティア組織や介護専門家やNPOに声をかけた。最初からネットワークを考えていた。

### ○「地域福祉の動向と地域生活問題—全体像を把握し市民の立場で参画する」

介護保険の要介護度認定制度変更が、明らかに予算削減動機である事を示す厚労省文書がある。現在の為政者側には、住民の期待に応える側面と、予算を削減して公的制度の縮小を目指す両面があることを直視する必要がある。地域福祉というときの地域は、コミュニティであり、人間が人間らしく、包括的連続的に生活できる場のこと。特に、高齢者、大人や子供が共生できる場や関係性や社会資源が不可欠。地域福祉を行政の撤退を前提とした「ご近所の助け合い」に矮小化する論調には要注意だ。

しかも地域福祉は内発的であることが大切。公的な制度や予算事項を活用したほうが、元気が出る。その際、市民が官僚によるマニュアルを地域内発的なものに作り替えていく力を発揮する必要がある。

### ○最後に鍋谷先生は・・・

キーワードはネットワークの形成。ネットワークとは、組織対組織という硬いものではなく、めいきん生協がコープ相談に寄せられる暮らしの要求解決網をどんどん広げてきたような、文字通り要求解決のネットの形成が大切だ。形は違うが、コープさっぽろもネットワークを重視していた。

政府や県が準備している新しい地域支援の予算措置を大いに使って、元気に、弾みをつけ、政府や県の意図を乗り越えるような、生協と市民のネットワーク形成を広げよう。そのためには、行政の窓口に気軽に遊びに行つて顔なじみになって欲しい。窓口に来るのが当たり前という関係づくりをして欲しい。制度の谷間に埋もれ、排除されている組合員や市民の、「食の安全・安心、くらしの安全・安心、地域の安全・安心」のネットワークの一翼を担うとは、そういうことではないだろうか。

（文責：椋木真佐子）



# 協同労働の協同組合法制化、いよいよ実現へ あと一歩に

## 法制化議員連盟の法律案概要まとまる

協同労働の協同組合法制化を求める運動が各地でひろがっているなか、超党派の国会議員による「協同出資・協同経営で働く協同組合法を考える議員連盟」（会長 坂口力衆議院議員、）では、「労働協同組合（仮称 法案の概要）」（仙谷由人会長代行案）をすべての党で持ち帰り、検討することが確認され、いよいよ今年度内の法制化実現へ大きく一歩が踏み出されました。概要では、法制化市民会議などが求めていた点がほぼ盛り込まれ、この概要を反映した法律の実現が望まれています。以下、この概要を中心に紹介します。

法案概要では、法律の名称を「労働協同組合（仮称）法案」とし、「労働」の協同組合である点を明確にしています。この名称のもと、すでに活動している労働者協同組合、ワーカーズ・コレクティブ、ワーカーズ・コープといった名称をもった協同組織を包摂できるよう予定されています。概要は、「一 この法律が必要な理由／二 目的・理念／三 設立／四 組合員の有限責任／五 組合員の就労条件等」の構成になっており、この法律が必要な理由に関しては、次のように述べています。

「労働協同組合は、個人が協同で出資し、経営し、かつ、働く協同組合であり、組合員は、協同組合に從属しないで、自由な意思に基づき、協同で決定した就労規程にもとづき事業に従事するものである。そして、労働協同組合法の目的は、その自主的な事業活動の健全な発展を促し、もって活力ある地域社会の実現に寄与することである。

類似の法人としては、企業組合やNPO法人がある。しかし、企業組合においては、組合員に占める従事者の比率は1/2以上、従事者に占める組合員の比率は1/3以上とされているため、出資だけし組合事業に従事しない組合員や、組合員ではないが雇用契約に基づき組合事業に従事する者が存在し、協同で出資し、経営し、働くという働き方の実現には不十分である。また、NPO法人には出資や配当の制度がなく、やはり協同で出資し、経営し、働くという働き方の実現には不十分である。

したがって、協同で出資し、経営し、働くという働き方を実現するためには、労働協同組合に法人格を付与する新たな法律が必要である。」

これまでも生産労働に関わる協同組織は、農事組合（農業協同組合法第2条の三）、漁業生産組合（水産業協同組合法第78条）、生産森林組合（森林組合法第93条）などが定められていました。しかし、新しい労働協同組合法ができると、農業・水産業・林業といった産業分野に限定されず、幅広い生産・サービス労働に関し、働く者自らが出資・経営・労働する協同組合の設立が可能になります。「雇われて働くのではない働き方」という理念については、概要では「協同組合に從属しないで、自由な意思に基づき、協同で決定した就労規定にもとづき事業に従事するもの」と表現されています。



この「雇われて働くのではなく」という理念との関係で、雇  
愛知県での協同労働の協同組合法制化を求める集会(4/12)  
用労働を前提にする雇用保険、労災保険等の扱いにつき  
議論がありましたが、「五 組合員の就労条件等」の項では、  
次のように整理され、市民会議の要望が反映されました。

「(1)組合員の組合事業への従事に関しては、労働基準法、労働安全衛生法、労働組合法等の適用に関する特例を設け、所要の規定を適用すること。(2)組合員を、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法及び年金保険法の被保険者等とする措置を設けるものとする。」

また、組合の設立に関しても「三 設立」において、「労働協同組合は、準則主義により設立され、登記により法人格を取得するものとする」とされました。設立に関し、他の協同組合のような「認可」や、NPO法人での「認証」ではなく、設立しやすい方法の採用が提起されています。これは、3名程度の少数からの組合設立を認め、迅速な事業開始を可能にする点でも適切な選択といえます。法人の設立方法は、設立後の税制上の扱いとも関わるため、今後この点を含め議論が詰められていくことになります。

日本では戦後の経済活動の民主化の一環として、事業者の事業活動における合議を排除した独占禁止法制と、他方で事業者との労働力をめぐる取引への集団的な力の行使を認めた労働組合法制が制定されました。この労働組合法では雇用労働を前提としていましたが、労働者自らが、事業体をつくり、そこで働くことを可能とする労働協同組合法の制定は、新しい働き方、新しい事業体のあり方に大きな一石に投げかけるものとなることが期待されています。

（文責 橋本吉広）

データ  
ファイル

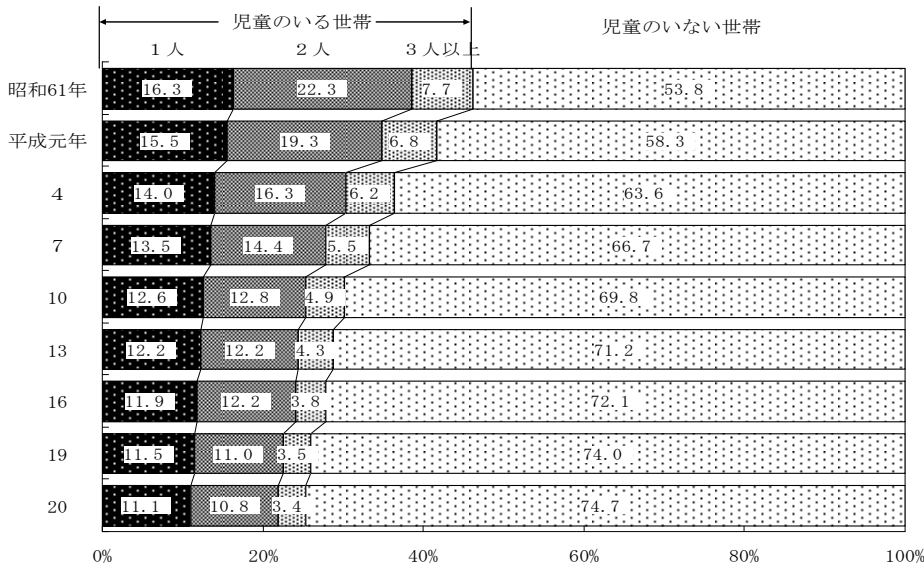
# 児童のいる家庭の生活の厳しさ顕著

厚生労働省 平成20年国民生活基礎調査

厚生労働省国民生活基礎調査室から「平成20年国民生活基礎調査の概況」が発表されました。この調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的として実施されるもので、平成20年は3年毎の本調査の中間年のため、世帯の基本的事項及び所得について調査が実施されました。その中から2表を紹介します。調査は2008年6～7月にかけて実施され、「世帯調査」は45,837世帯、「所得調査」は6,349世帯が回答しました。

(概要の本文 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa08/index.html>)

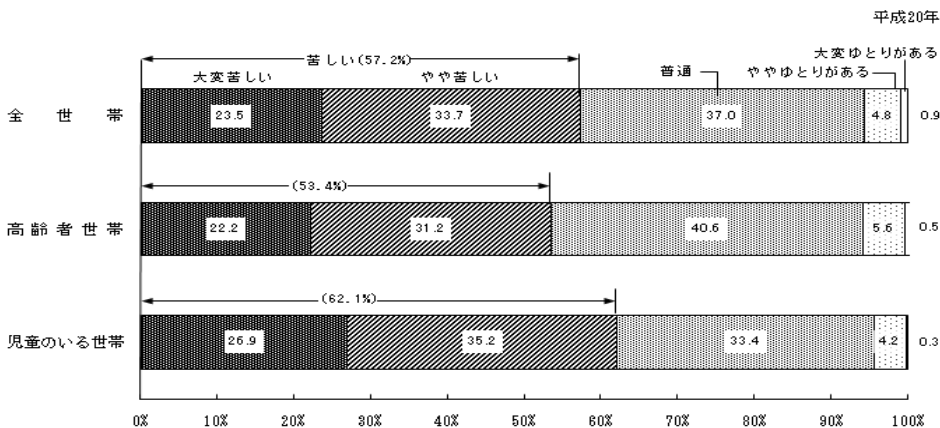
児童の有(児童数)無別にみた世帯数の構成割合の年次推移(図5)



注：平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

日本の世帯構成の推移をみたのが図5です。昭和61年には、児童がいる世帯が全体の46.3%あったのに、平成20年には25.3%にまで減少し、少子高齢化が顕著です。長寿がすすめば「児童がいない世帯」の比率が高まるのは当然とはいえ、少子化がすすむなか、児童がいない世帯の増加ぶりを見るにつけ、児童がいる世帯は、世の中でますます貴重になっており、児童がいる世帯自体を増やしていく努力が必要です。

生活意識別世帯数の構成割合の年次推移(図12)



調査では、児童のいる世帯での生活の厳しさも明らかになっています(図12)。

現在の生活に関し「苦しい」との回答は、「児童のいる世帯」では62.1%と、全世帯平均の57.2%より多く、「大変苦しい」も高い回答でした。

子どもたちが元気に活動する社会のためには、安心して出産、育児ができる社会づくりが、本当に切実になっています。

INDEX

巻頭エッセー 東海共同印刷(株)代表取締役 林則明	1
「食糧問題から見る日本と世界そして私たちの暮らし」	2-3
「あいちの新しい生協が創る 協同組合福祉」	4-5
地域福祉と市民協同パネル～コープさっぽろの経験から	6
協同労働の協同組合法制化すすむ	7
情報クリップ 児童のいる世帯の厳しさ顕著	8

2009年 6月25日(偶数月25日発行)

定価200円

(税・送料込み。年会費には購読料が含まれています)

発行 特定非営利活動法人地域と協同の研究センター

代表理事 川崎直巳

〒464-0824 名古屋市中千種区稲舟通1-39

TEL 052-781-8280 FAX 052-781-8315

E-mail AEL03416@nifty.com

HP <http://www.tiiki-kyodo.net/>